

子育てにやさしい職場環境づくり助成金

*** 令和3年度 募集のお知らせ ***

(公財) いきいき岩手支援財団では、仕事と子育ての両立支援など男女が働きやすい職場環境づくりの一層の推進のため、自主的な取組を行っている中小企業等に対して助成を行います。

1 助成対象

常時雇用する従業員の数が100人以下で、岩手県内に本社又は主たる事務所があり、岩手県内において事業活動を行う企業・個人・法人及び団体（国及び地方公共団体を除く）で、次のいずれかに該当する者。

1. 平成31年4月1日以後に岩手県知事より「いわて子育てにやさしい企業等」の認証（以下、認証という。）を受け、認証後1年以内の中小企業等。
2. 以下のアからウまでの条件を全て満たしている中小企業等。

(ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」（以下「計画」という。）を新たに策定し、岩手労働局に届出を行ってから一年以内に助成金の申請を行うこと。

(イ) 計画の内容に、以下の項目のうち、1項目以上を盛り込んでいること。

- ① 育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
- ② 育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度
- ③ 育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の措置
短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、
所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- ④ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度
- ⑤ 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- ⑥ 育児休業を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組の実施
- ⑦ 企業等の代表者が計画の内容等を積極的に推進していくことを従業員に対して宣言する「応援宣言」の実施
- ⑧ 働きやすい職場環境の整備のための「企業内子育て支援推進員」の配置

(ウ) 取組にあたり、以下の項目を全て実施していること。

- ① 計画に関するパンフレットやチラシ等を事業所の見やすい場所へ掲示するとともに、従業員に配布し周知を行っていること。
- ② 計画の進捗状況を確認するために従業員との定期的な打合せを実施していること。
- ③ 育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び（イ）で盛り込んだ項目について、就業規則（労働者が10人未満の企業等で就業規則がない場合は労使協定）又は労働協約に規定していること。ただし、（イ）⑥から⑧までについては、就業規則、労働協約、労使協定以外の規程・要領等も可とする。

2 助成金額

「子育てにやさしい職場環境づくり助成金交付要綱」により、10万円から最大で30万円を助成。また、認証を受けている場合は1中小企業当たり2回まで申請が可能。（チラシ裏面参照）

3 応募締切・応募方法

応募締切：令和4年1月末までとする。ただし、応募状況等により早期に締切の場合もありますのでご了承ください。

応募方法：当財団ホームページより所定の様式をダウンロードし、郵送または持参してください。

4 応募の受付

上記締切日まで随時、先着順に受け付けます。必要に応じて申請企業を調査し、要件を満たしていると認められた中小企業等には、次の要領で助成金が交付されます。



〒020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号 岩手県福祉総合相談センター3F
公益財団法人いきいき岩手支援財団 総務・健康支援課

Tel: 019-626-0196 Fax: 019-625-7494 ホームページ <http://www.silverz.or.jp/>

「子育てにやさしい職場環境づくり助成金交付要綱」（抜粋）

（助成金の交付額）

第5 助成金の額は、常時雇用する労働者の数、認証の有無及び認証を受けるために要した経費の額に応じて、別表に定める額を予算の範囲内において交付することとする。ただし、千円未満の額は切り捨てることとする。

2 助成金の交付回数は、一中小企業等につき二回までとする。ただし、二回目の交付を受けるに当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一回目の交付日以後に、新たに認証（更新による認証を含む）を受けていること
- (2) 前号の認証を受けるに当たって、子育て支援の取組を新たに1項目以上行っていること

別表

認証の有無	1回目の助成額			2回目の助成額		
	基本額 (定額)	上乗せ額※ (千円単位)	合計	基本額 (定額)	上乗せ額※	合計
認証なし	10万円	なし	10万円	なし	なし	なし
認証あり	20万円	上限 10万円	最大 30万円	10万円	なし	10万円

※1 上乗せ額とは、中小企業等が「子育てにやさしい企業等」認証を受けるために要した経費のうち助成が適当と認められるものを対象に、別表1に定める額を上限とし、基本額に上乗せして交付する助成額をいう。

※2 認証を受けるために要した経費のうち助成が適当と認められるものとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般事業主行動計画の策定・届出、就業規則の変更等を行うに当たって、社会保険労務士に支払った報酬等の経費
- (2) 中小企業等の代表者が、一般事業主行動計画の内容等について積極的に推進していくことを従業員に向けて「応援宣言」するに当たって、支払った印刷料及び通信料等の経費
- (3) その他理事長が認めるもの